

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、予防接種法に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大東市長

## 公表日

令和7年8月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法の実施の指示に関する事務 ③予防接種法の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14の項口
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、28の項並びに第27、28及び30条 (情報照会の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、28の項並びに第27、28及び30条  ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号574-0028 大東市幸町8番1号 大東市保健医療部地域保健課 電話072-874-9500

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号574-0028 大東市幸町8番1号 大東市保健医療部地域保健課 電話072-874-9500
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 10万人以上30万人未満 ] 令和7年7月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和7年7月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[ 発生なし ]	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行い、上司による最終確認を行ったうえでマイナンバーが紐付けされた情報を照会し、その記録を残している。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> ]                      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	棚本 孝	伊藤 晴人		
	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	伊藤 晴人	加角 晃子		
				事前	再実施
	対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 <sup>1</sup> の交付を行う。	事後	
令和3年9月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月1日	関連情報 5. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	関連情報 5. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第5号	番号法第19条第6号	事後	
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	I基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10	番号法第9条第1項 別表の14の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	I基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 項番16の2項、16の3項 (情報照会の根拠): 項番16の17、18、19 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	(情報提供の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25及び26の項並びに第27及び28条 (情報照会の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の27、28及び29の項並びに第29、30、31条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法の実施の指示に関する事務 ③予防接種法の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。</p>	<p>予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法の実施の指示に関する事務 ③予防接種法の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務</p>	事後	新型コロナ臨時接種事業終了に伴い、関連事務を削除、整理
令和7年8月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	事後	新型コロナ臨時接種事業終了に伴い、関連システムの整理
令和7年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25及び26の項並びに第27及び28条 (情報照会の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の27、28及び29の項並びに第29、30、31条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>(情報提供の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、28の項並びに第27、28及び30条 (情報照会の根拠): ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、28の項並びに第27、28及び30条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	新型コロナ臨時接種事業終了に伴い、根拠法令、条項の整理
令和7年8月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 計数時点	令和3年3月1日時点	令和7年7月7日時点	事前	新様式への変更に伴い
令和7年8月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 計数時点	令和3年3月1日時点	令和7年7月7日時点	事前	新様式への変更に伴い
令和7年8月12日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない	事後	
令和7年8月12日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年8月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	新様式への変更に伴い
令和7年8月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		複数人での確認を行い、上司による最終確認を行ったうえでマイナンバーが紐付けされた情報を照会し、その記録を残している。	事前	新様式への変更に伴い
令和7年8月12日	IV リスク対策 9. 監査	[ ]自己点検	[○]自己点検	事後	
令和7年8月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	新様式への変更に伴い